令和８年度愛媛地方最低賃金審議会第１回愛媛県最低賃金専門部会　議事録

日時

令和８年７月 31 日（金）14：15～15：56

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
（松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎７階）

出席者

公益代表委員
　森本部会長、井上部会長代理、園田委員
労働者代表委員
　竹箇平委員、寺田委員、長岡委員
使用者代表委員
　小池委員、西岡委員、村上委員
事務局
　沖田労働基準部長、小玉賃金室長、髙尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

１　開　会
２　部会長及び部会長代理の選出について
３　会議の公開について
４　資料説明
５　金額審議
６　その他
７　閉　会

議事

〇賃金室長
　ただ今から、第１回愛媛県最低賃金専門部会を開催いたします。
　皆様には、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。
　本日は第１回目ですので、部会長及び部会長代理が選任されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。
　本日は、全委員に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し

上げます。
なお、本日の専門部会は公開としております。傍聴される方は注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。
それでは、議事項番２「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。
最低賃金法第 25 条第４項において準用する同法第 24 条の規定により、部会長は、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」こととなっておりますが、これまでの慣例どおり、公益委員の皆様に一任させていただくことでよろしいでしょうか。

（一同同意）

○賃金室長
それでは、公益委員の皆様で御協議いただきますようお願いいたします。

（公益委員で協議）

○森本委員
公益委員で協議した結果、部会長は、私、森本、部会長代理は、井上委員となりました。

○賃金室長
それでは、部会長は森本委員、部会長代理は井上委員と決定しましたので、以後の議事進行を、森本部会長にお願いいたします。

（森本委員、井上委員に部会長、部会長代理の席札を置く）

○森本部会長
部会長を務めさせていただきます、森本です。
皆様には、それぞれのお立場から、難しい御判断をいただくこともあろうかと思いますが、厳しい審議日程となっております。円滑な審議への御協力をお願いいたします。
それでは議事を進めます。
議事項番３「会議の公開について」に入ります。
ここでは、専門部会の公開・非公開の可否について決めたいと思います。
会議の公開・非公開については専門部会運営規程第６条、議事録の公開・非公開については第７条により、専門部会の部会長が決定することとなっております。
専門部会の審議のうち、具体的な金額審議については、「事業所の経営状況」や「労働者の待遇」に関するデータなど、具体的な情報を提示しながらの審議となります。

中央最低賃金審議会における「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない観点で、公労使三者が集まって審議を行う部分は、公開することが適当となっております。

当専門部会におきましても、公労使三者が揃う審議については、基本的には公開することとした上で、公労、公使の二者間での具体的な金額審議の部分、三者がそろう場面でも採決時など、部会長が必要と判断した場合は、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（一同同意）

○森本部会長

それでは、具体的な金額審議などについては非公開といたします。

本日の専門部会においても、公労、公使協議で行う具体的な金額審議に入る時点で、傍聴者の皆様には御退席をお願いすることとなりますので、予め御承知おき願います。

それでは、議事項番４「資料説明」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

私の方から資料の説明をさせていただきます。愛媛地方最低賃金審議会第１回愛媛県最低賃金専門部会資料を御覧下さい。

「主要統計資料」の説明を行います。

資料 22 ページ、23 ページを御覧下さい。こちらは雇用情勢に関する資料で、有効求人倍率、完全失業率の推移となっております。これに関して県別の数値が 54 ページ、55 ページにあります。

資料 24 ページ以降が、賃金・労働時間の推移に関する資料で、30 ページまででございます。県別の数値は、後ほど紹介させていただきます。

続いて、資料 31 ページから春季賃上げ妥結状況でございます。左側が連合の回答集計結果となっておりまして、その下が連合の有期・短時間・契約等労働者のものでございます。この加重平均を見ていただくと、昨年の 5.81％を更に上回る 6.18％という数字が出ております。右側の表に移りまして、上段・中段が経団連の集計、下段が日商の集計となっております。大手企業は 5.46％ということで、一昨年の 5.58％に次いで高い数字となっております。また、中小企業のみでは、昨年度 4.35％から 4.20％に下降しています。

続きまして 34 ページはＡ、Ｂ、Ｃランク別の消費者物価指数の推移表となっております。35 ページが１月あたりの消費支出額の推移でございます。いずれの世帯をとってもコロナ禍の 2020 年を境に、年々各世帯の支出額の増加が続いております。

続いて 36 ページ、37 ページの未満率、影響率について説明いたします。最低賃金の高い引上げ額に伴って、直近３年の影響率は、20％を超え、昨年は 30％に近い数値になっております。36 ページは最低賃金基礎調査による影響率・未満率で、37 ページは賃金構造基本統計調査によるものでございます。基礎調査では影響率が 20％を超えており、賃金構造基本統計調査では約 10％という数字になっております。これは調査対象の事業所規模が違うことによるもので、最低賃金基礎調査は 30 人未満の事業所を対象としていて、賃金構造基本統計調査の方はそれ以上の規模のところを含んでいるということで、数字として差が出ているということでございます。

説明は省略しますが、資料 38 ページから 40 ページが、地域別最低賃金と賃金水準の関係に関するデータでございます。続いて資料 41 ページから 48 ページが、企業の業況判断及び収益に関する資料でございます。それから、49 ページからが労働生産性の推移のデータとなっております。

続いて、都道府県統計資料編の説明を行います。

資料 53 ページは１人あたりの県民所得や標準生計費等を示したものでございます。Ａランク、Ｂランク、Ｃランクの順に並んでおり、愛媛はＢランクの下から２番目となります。

続きまして資料 54 ページ、55 ページの有効求倍率、失業率の推移です。先ほどＡ、Ｂ、Ｃランク別の表を見ていただきましたが、54 ページ、55 ページは都道府県のデータとなっております。最新の状況につきましては、机上配布の当局の資料を御参照いただければと思います。

続いて資料 56 ページ以降の賃金・労働時間の推移でございます。56 ページが定期給与の推移で、57 ページと 58 ページが、ハローワークで受理した求人票のパートタイム労働者の時給の平均額、下限額のデータでございます。

資料 60 ページ以降が消費者物価指数等の都道府県ごとのデータです。これは都道府県庁所在地のものです。愛媛であれば松山市の数字になります。

資料 63 ページ以降が、消費支出額の都道府県別の数値となります。資料 65 ページ以降が、労働者数、雇用保険の被保険者数、就業者数になります。

次に業務統計資料編に移ります。

資料 72 ページ、73 ページを御覧下さい。72 ページがランク別の最低賃金の加重平均額と引上げ率の推移です。2023 年以降、Ｃランクの平均引上げ率が高くなっております。73 ページの方が地域別最低賃金の最高額と最低額の推移ということで、地域間格差は縮まっております。最低額と最高額の差は 2018 年、平成 30 年度の 224 円差が一番のピークでした。令和７年度では 203 円差ということで、７年で 21 円縮まったということでございます。

本年度の中央最低賃金審議会の引き上げ額目安に関しても、下位ランクが上位ランクを上回り、Ｂ、ＣランクがＡランクより２円高い目安になっておりますし、公益委員見

解においても、昨年度に続き地域間格差の是正を言及されているところです。

続いて資料 74 ページの地域別最低賃金引上げ率の推移ということで、昨年度を見ていただきますと御承知のとおり、引き上げ率が８％を超える県が多数出ておりまして、愛媛も 8.1％とそのうちの１県となっております。

続いて資料 77 ページから 88 ページが令和８年賃金改定状況調査結果となっております。77 ページの３「調査事業所」にありますとおり、常用労働者 30 人未満に属する企業から抽出して行う調査となっております。この中で 82 ページ、83 ページがいわゆる第４表というもので、中賃の答申でも用いられているものでございます。産業計、一般パート計、あるいは男女計を御覧いただきますと、Ａ，Ｂ，Ｃ，計とございまして、産業計の場合、この賃金上昇率がＡで 2.4％、Ｂで 3.4％、Ｃで 3.4％、計 3.0％となっております。88 ページに推移のグラフがあります。

資料 93 ページから 95 ページがランクごとの地域別最低賃金額、未満率及び影響率の資料となります。93 ページは、最低賃金基礎調査を基にしたデータで、直近３年の影響率が 20％を超えています。令和７年度の影響率を見るとＡランク 26.8％、Ｂランク 27.2％、Ｃランク 32.4％となっております。

愛媛の影響率は、94 ページの最低賃金基礎調査で 30.2％とＢランク県としては高めに出ておりますが、95 ページの賃金構造基本統計調査では 14.7％という数字になっています。

資料 97 ページから 136 ページが、都道府県別の賃金分布グラフでございます。一般労働者、短時間労働者を含む全体のものは 106 ページに愛媛県のグラフがあります。一般労働者だけのグラフが 119 ページに、短時間労働者だけのグラフが 132 ページにあります。令和７年の賃金構造基本統計調査のデータでございますので、956 円周辺に人数が多いことがわかります。

資料 137 ページ以降に、最新の経済指標の動向をまとめてあります。こちらの方も御参照いただければと思います。

次に、187 ページに愛媛の工業統計、189 ページに愛媛の商業統計をお示ししております。

191 ページは愛媛の経済指標を示しております。

生産・公共工事・住宅着工の分野では、鉱工業生産指数、公共工事請負金額は前年比プラスですが、新設住宅着工戸数、建築着工床面積は前年比マイナスを示しております。

消費・観光・物価の分野では、百貨店・スーパー販売額、コンビニエンスストア商品販売額等、乗用車新規登録台数（普通車・小型車・軽自動車）、道後温泉旅館宿泊客数、全てにおいて前年比プラスとなっています。

消費者物価指数については、前年比で 2.8％増加しております。

雇用・企業倒産の分野では、有効求人倍率は、前年より増加しているものの、新規求人数、新規求職者数は、前年より減少しております。企業倒産件数は、前年より減少し

ているものの、同負債額は増加しております。
次のページの金融・貿易の分野では、銀行預金残高、銀行貸出金残高は前年より増加していますが、貿易輸出額、輸入額は、前年より減少しております。
次に、別冊の資料集を説明します。
この資料集では、表紙をめくって目次を見ていただければと思います。１から７の目次項目として、「愛媛県最低賃金の推移」、「全国の最低賃金額」、「愛媛の賃金実勢」、「労働者の生計費」、「類似の労働者の賃金」、「生活保護と最低賃金」、「求人倍率」についての資料をつけております。
１ページ資料№.１、５ページ資料№.３、９ページ資料№.５は、第１回本審の資料としてもお配りしており、資料№.５のグラフは、全国の地域別最低賃金をランク別に色を統一し、愛媛は緑色で表示したものです。Ｂランクの愛媛県は昨年目安額 63 円プラス 14 円の 77 円引き上げで、Ｃランク県との格差は、愛媛県より後に答申を行った大分県、熊本県を除き解消しました。
３ページ資料№.２は、愛媛県最低賃金の令和７年までの年次別推移と採決状況を掲載しております。
11 ページから 15 ページは、令和７年の賃金構造基本統計調査をまとめたものであります。
11 ページ資料№.６は、男女別の月額賃金の推移をグラフにしたものです。13 ページ資料№.７、15 ページ資料№.８は、年齢別、規模別の月額賃金を男女別にグラフにしたものです。
17 ページの資料№.９のうち、17 ページは松山市の標準生計費、18 ページは 2020 年を 100 としたとした消費者物価指数を記載しております。2026 年５月時点で総合物価指数は、前年同月比で 1.4%、2020 年からでは、12.3%上昇していることが分かります。
19 ページの資料№.10 は、愛媛県の短時間労働者の産業別の１時間単価グラフになり、最低賃金額との差額がわかるようになっています。
21 ページの資料№.11 は、愛媛県の初任給の状況を示しております。
23 ページの資料№.12 は、生活保護費制度についての説明です。
25 ページの資料№.13 は、令和６年の愛媛県最低賃金 956 円と、生活保護との比較を計算したものです。
25 ページの下方に記載しております、生活保護のデータは、令和６年度の 18～19 歳の単身者に適用されるものを使用しております。そのうち、住宅扶助費は令和６年被保護者調査年次調査の実績値を用いております。
級地別人口は、令和２年の国勢調査結果により 26 ページの集計とおりに示されております。
これらをもとに生活保護を計算しますと月額約 97,475 円となり、令和６年最低賃金額 956 円で労働した場合の月額 136,910 円とでは、約 39,434 円、最低賃金額の方が高

くなります。１時間当たりで換算した生活保護と比較した必要最低賃金額はマイナス276円と「愛媛県最低賃金額が生活保護を上回る」結果となりました。

27ページの資料№14は、愛媛労働局発表の有効求人倍率を、地域別にまとめたものです。平成22年から東中南予とも増加していましたが、令和２年には急激に下降し、令和３年はさらに減少し、令和４年は、東中南予とも増加に転じたものの、令和５年は微減しています。令和６年は、東予南予は前年から横ばいですが、中予は、前年より0.05ポイント微減しており、令和７年は、東予南予は減少、中予が増加し、東中南予が概ね同数となっております。

次は別冊資料の「令和８年最低賃金に関する基礎調査の概要」です。

１ページの調査の概要の「１　趣旨」に記載されているとおり、最低賃金基礎調査は、愛媛県最低賃金の改定決定に資するため、愛媛労働局において、県内の民間企業の賃金実態を毎年調査しているものです。

調査対象事業所は、令和３年経済センサス（活動調査）のデータを基本とし、おおむね１年に１度、行政情報などをもとに情報を更新した事業所一覧を「母集団」として使用し、製造業と第三次産業を中心に、主に小規模事業場を対象として実施しております。

項目４の「調査の内容」にありますように、調査は、令和８年６月１日現在雇用している労働者について、当該労働者が６月の所定労働日をすべて勤務した場合に支払われる基本給、割増賃金を除く手当、労働日数、１日の労働時間数のほか、労働者の属性について回答を求め、１時間当たりの賃金額の分布を集計しております。

項目５の「調査の集計」にありますように、令和元年度から賃金改定状況調査で得られたデータを集計に含めないこととなりました。本年は1,952事業所に対し調査を行い、特定最低賃金が適用される事業場を除き、1,448 事業所を地域別最低賃金対象としました。

地域別最低賃金対象の集計事業所数は、520 事業所、集計労働者数は4,196名となっております。

３ページ以降に調査結果を添付しておりますが、３ページ目は「特性値の推移」、「第１・20 分位数と最低賃金額との差」、「未満率と影響率の推移」をお示ししております。

折れ線グラフの下に表示をしております特性値について説明いたします。

「中位数」、「第１・４分位数」、「第１・10分位数」、「第１・20分位数」の項目があります。

「中位数」は、各労働者を賃金額の順に並べ、低い方から数えてちょうど真ん中にあたる労働者の賃金額を表します。

「第１・４分位数」は、全体を４等分した際の一番賃金の低い集団と２番目の集団の境界の者の額を表し、「25%値」とも言います。

同様に「第１・10分位数」は「10%値」、「第１・20分位数」は「５%値」となります。

それではグラフを御覧下さい。過去５年間の特性値の推移を「折れ線グラフ」で示し

ております。

中位数は、昨年から下降し、令和８年は 1,205 円になっております。

第１・４分位数は令和２年から上昇しており、令和８年は 1,070 円となっております。

第１・10 分位数と第１・20 分位数も令和２年から上昇を続けており、令和８年は 1,037 円と 1,033 円と過去５年で最高の特性値となっております。

第１・20 分位数は、最低賃金改正にあたって重視される数値ですが、近年は、改正後に最低賃金を下回る状況が続いております。

また、中位数と第１・20 分位数の差が令和４年は 285 円でしたが、令和５年は 243 円の差に縮まりました。しかし、令和６年は 271 円に再び開きました。令和７年は 262 円に縮まり、令和８年は 172 円と大幅に縮まりました。

次に（３）未満率と影響率の推移を御覧下さい。

令和４年からは、毎年大幅な最低賃金引上げが続いていることから、影響率も大幅な上昇となっています。令和７年も過去最大の 77 円の引上げ額となったことから、影響率は 30.2％となり 30％を超え、前年に引き続き高い影響率となっています。

未満率は、令和４年は 1.3％、令和５年は 1.5％、令和６年は 1.8％と上昇しました。令和７年は 59 円の大幅な引上げでしたが、未満率は 1.7％と前年比較で 0.1 ポイント下がっていたものの、令和８年 77 円の過去最大の最賃引上額で、未満率 2.2％と上昇しました。

資料５ページ以降に総括表があります。

総括表は「規模別」と「男女別」をまとめたものと「年齢別」でまとめたものの２種類が、それぞれ両面で 11 ページ６枚あります。現行の最低賃金額 1,033 円から 1,133 円まで１円刻みで労働者の分布を示しています。1,134 円から 1,139 円までを区切り、1,140 円から 1,199 円までは 10 円刻み、1,200 円からは、100 円刻みの表となっております。

総括表は、復元された 194,005 人に対して、金額欄のそれぞれの区分枠の上段に、金額階層の母集団当たりの累積労働者数が表示されています。下段は、同様に累積労働者の累積割合がパーセントで示されております。

総括表の３枚目、それぞれ９ページと 15 ページを御覧下さい。

表の最下欄に、月平均賃金額や時間当たり平均賃金額とともに特性値の金額が表示されています。

各特性値にはそれぞれ色付けをしており、各列の該当する特性値の位置に同じ色付けをしております。また、５ページ上 1,022 円から 12 番目の愛媛県最低賃金額のところを参考として見て下さい。

1,033 円の一つ上の段の 1,032 円の欄までが最低賃金の「未満労働者数」と「割合」になっており、全体で 4,224 人、2.2 パーセントとなっております。

また、例年説明していますが、この基礎調査は、祝祭日がない６月だけの労働日数で計算した結果の金額となっていますので、年間所定労働日数を 12 か月で割り、「１か月

の平均所定労働時間」で計算して時間額1,033円の最低賃金を上回っている月額労働者も、単月の基礎調査結果では未満に含まれてしまうことがあります。

その他、愛媛労働局長から最低賃金減額特例許可を受け、最低賃金未満で支払われている者も含まれています。

昨年は調査対象となっていなかったA型就労支援施設が本年度対象となったため、許可を受け最低賃金未満の者も含まれていることが、未満率が上がった要因の１つと考えます。

最低賃金未満で支払っている理由として、「最低賃金額を間違えて認識していた」、「月額者で最低賃金額との比較の際に除外すべき賃金を除外せずに計算していた」、「予算の関係」、「会社の売上の関係」、「労働者の能力に応じた賃金と考えている」などの理由を言う事業所がありました。

第１・20分位数に注目してみますと、全ての規模、性別に関係なく最低賃金に位置づいております。

11ページには年齢別総括表の第１・20分位数が確認できます。18歳から19歳以外の年齢層で最低賃金に位置付けていることが分かります。

最後に 17 ページ以降で最低賃金基礎調査の結果をもとに作成した「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」を添付しております。この表では、総括表と異なり影響率が小数点以下２桁で表示されております。

また、ここでは「未満労働者数」と表現しておりますが、引上げ額によって影響を受ける労働者数を「引上げ後時間額」に対応して表示しております。

今回、令和８年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安が示されましたが、Ａランクが54円、Ｂ、Ｃランクで56円となりました。

参考として18ページを見ていただくと、引上げ額56円で、時間額1,089円、5.42％の引上げ率となり、影響率は29.69％となっております。

以上、本年の最低賃金基礎調査結果の概要となります。

次に、机置きの資料として、配布している資料があります。

令和８年７月31日（金）に愛媛労働局が発表した管内の雇用失業情勢令和８年６月分です。

ハローワークにおける有効求人倍率等の指標ですが、最新の数値である令和８年６月の有効求人倍率は、1.40倍と前月差で0.01ポイント低下しております。

３ページに「Ⅱ雇用失業情勢判断」があります。これを見ていただきますと、「求人が求職を上回って推移しているものの、求人の動きにやや弱さがみられる。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある」とされています。

資料の説明は以上となります。

〇森本部会長

事務局の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

（発言なし）

○森本部会長
それでは先に進めます。
事務局からの説明の内、愛媛県最低賃金と生活保護水準との関係に関し、最新の令和６年度のデータに基づいて比較したところ、令和６年 10 月 13 日発効の愛媛県最低賃金時間額 956 円は、愛媛県の生活保護水準を下回っていないということを、例年どおり、専門部会の報告書に盛り込むこととして、よろしいでしょうか。

（一同同意）

○森本部会長
専門部会の報告書に盛り込むことといたします。
議事を進めます。議事項番５「金額審議」に入ります。
本日は第１回目の専門部会でありますので、初めに労働者側委員、次に使用者側委員の順に基本的な考え方をお示しいただき、金額審議に入っていきたいと思いますが、よろしいですか。

（一同同意）

○森本部会長
それでは労働者側委員から、基本的な考え方の説明をお願いいたします。

○寺田委員
それでは、私、寺田の方から労側の主張を述べさせていただきます。
まず、総括的な見解を述べさせていただきます。
本年度の地域別最低賃金審議は、愛媛県で働く全ての労働者と地域経済の将来を左右する極めて重要な審議でございます。
今年の春季生活闘争では、３年連続で５％を超える賃上げが実現しました。有期・短時間・契約等労働者についても、時給ベースで 75.01 円、パーセントで 6.1％の引き上げとなりました。
また、高卒生産技能職の初任給も、6.14％引き上げられるなど、人材確保の定着に向けた人への投資が、社会全体の流れとなっております。
しかし、この成果が全ての働く労働者に行き渡っているわけではありません。

各種調査では、最低賃金近傍で働く労働者の賃上げ時期として、10 月が最も多く、４月は２番目になっております。これは多くの最低賃金近傍で働く労働者にとって、最低賃金の改定が実質的な賃金改定の契機となっていることを示しております。最低賃金が上がらなければ賃金が上がらない労働者が、数多く存在するという現実を重く受けとめる必要がございます。

加えて食料品や、光熱費を中心とした物価上昇は依然として続いており、とりわけ最低賃金近傍で働く人ほど生活への影響は深刻でございます。

最低賃金法第１条が掲げる「労働者の生活の安定」を実現するためにも、実態を踏まえた積極的な引き上げが必要だと考えております。

次に最低賃金引き上げが必要な理由について述べさせていただきます。

まず、一つ目に、生活できる賃金水準の確保でございますが、現在の愛媛県最低賃金は、連合リビングウェイジ 1,140 円を下回っています。連合リビングウェイジは、健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な生計費を基に算出したものであり、現行水準では最低生活費を充分に補えていない、また、連合は相対的均衡の考え方を踏まえ、一般労働者の賃金中央値の６割を中期的な目標と掲げております。

最低賃金は働いても貧困に陥らない水準であることが求められております。

二つ目に労働市場の実勢との乖離がございます。

ＵＡゼンセン愛媛県支部の調査によれば、パートタイム労働者の求人票における募集賃金下限額の平均は、1,173.3 円であり、現在の最低賃金を約 140 円上回っております。さらに県内 12 社のアルバイト募集賃金の平均は 1,226.3 円であり、その差は約 193 円に達します。

企業自身が人材確保のために、最低賃金を大きく上回る水準で求人を行っていることは、現行の最低賃金が労働市場の実態に追いついていないことを示していると思います。

三つ目に地域間格差の是正についてです。地域間格差は近年、改善傾向にあるものの、依然として 200 円を超える差が存在しております。

この格差は近接する都道府県への労働力流出を招き、人口減少や人手不足に悩む地方の中小・小規模事業者の経営環境を一層厳しくしております。地域経済を維持・発展させるためにも、格差是正に向けた積極的な引き上げが必要であると考えます。

四つ目に制度・運営に関する考え方でございます。

最低賃金法では、法定発効が原則であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られております。最低賃金近傍で働く多くの労働者は、改定を待たなければ賃金が引き上げられない実態があることから、賃上げ効果を速やかに社会全体に波及させるためにも、早期の発効が重要でございます。

また、いわゆる「年収の壁」や、「就業調整」の問題は、税、社会保障制度に起因する課題であり、給付付き税額控除を含めた制度改革によって解決すべきでございます。他制度の課題を最低賃金制度で解消しようとすることは、適切ではないと思います。

五つ目に雇用・価格転嫁との関係でございます。
最低賃金の引き上げと、雇用維持は相反するものではありません。昨年の大幅改定についても、最低賃金の引き上げが企業倒産を直接的に増加させたと認められる明確な根拠はありません。
むしろ、人口減少と深刻な人手不足こそが、地域経済全体の課題であり、人材確保・定着の観点からも賃上げは急務です。
価格転嫁につきましては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や「パートナーシップ構築宣言」などの施策が進められていますが、その実効性はなお不十分であります。最低賃金の引上げ分が確実に価格へ反映されるよう、国や関係機関には価格転嫁のさらなる徹底を求めていきたいと思います。
最後の結論といたしましては、最低賃金審議会は、単に賃金水準を決める場ではなく、最低賃金法第１条にある「労働者の生活の安定」を実現するための審議の場で、現在の物価高、人手不足、人口流出という状況を踏まえれば、従来の延長線上では制度の目的を十分に果たすことはできないため、目安以上の大幅な引き上げが必要だと労働者側は考えております。
以上であります。

○森本部会長
ありがとうございました。他の委員から、補足はありませんか。

○長岡委員
私どもＵＡゼンセンの調査について少し補足させていただきますと、募集賃金下限値の平均 1,173.3 円というのは、春の賃上げ時点での、11 組合の平均の時給という形になります。
また、県内 12 社のアルバイト労働者の募集賃金の平均というのは、私がインターネットから「初心者ＯＫ」といった過度に高い時給を選んだわけではなく、ランダムに選んだ 12 社の数字の平均が 1,226.3 円ということです。たまたまでありますけれど、専門部会資料の 57 ページにあるように、パートタイム労働者１求人あたり平均募集額が愛媛 1,213 円というところから見ても、特別に高い数字を選んだわけではなく、ある程度皆さんの理解を得られるよう、ランダムに 12 社を選んだ結果がこの数字だったことを付け加えさせていただきます。

○森本部会長
使用者側委員から御質問があれば、お願いします。

（発言なし）

○森本部会長
それでは、使用者側委員の基本的な考え方の説明をお願いいたします。

○村上委員
それでは、私、村上の方から基本的な考え方を述べさせていただきます。
実質賃金の力強い増加基調が求められる状況下におきまして、物価上昇に伴う生計費の上昇などを見れば、最低賃金を引き上げることの必要性は理解しております。
先般、中央最低賃金審議会が答申した目安金額Ｂランク 56 円は、本県の地域別最低賃金単価 1,033 円からの伸びが 5.42％となっております。これだけ大きな数字を前にしますと、逆にこれからの審議において、同ランク県との格差解消への意識やＣランク県とのバランス論に引っ張られ過ぎないように、法定３要素について客観的な統計データ等に基づいた本来の議論をしなければ、広く納得が得られないところだと考えております。
物価上昇に伴う生計費の上昇は、当然考慮すべき重要なポイントと認識していますが、法定３要素の一つ「通常の賃金支払能力」を超えた過度な引き上げ負担を使用者が負わないようにすることも、企業の存続と雇用維持の観点から考慮すべき重要なポイントだと考えております。
過度な負担かどうかを含め３要素を総合的に表す指標として、「令和８年度賃金改定状況調査結果」の第４表の賃金の引き上げ率を主体に考えるべきだと思っております。この率は、労働者の生活や企業の経営の実態を勘案しながら労使の協議を経て合意した結果でありまして、労使の都合がかみ合った数値と捉えるのが自然であります。
また、使用者側は従来から述べておりますけれども、最低賃金額の引き上げ率は、基本的には、現実の賃金伸び率とパラレルの数値にするべきで、そうしなければ給与体系全体のバランスに影響が及ぶことになります。
併せて、経団連などが集計した中小企業の春闘結果など、特に最低賃金の影響が見込まれる中小企業の実績に基づいた賃金引き上げの数値も妥当なものと考えます。なお、この場合、賃金の引き上げを防衛的に行う、すなわち事業実績が伴わないのに引上げを行っている企業を多く含む可能性もあります。
ここで時間を頂戴しまして、全国及び地方の中小企業の賃上げ実態や昨年の最低賃金上昇の影響について説明させていただき、これまで述べてきた考え方の補足とさせていただきます。
日本商工会議所・東京商工会議所が毎年行っている中小企業の賃上げに関する 26 年度の調査結果を見ますと、同じ賃上げでも防衛的な賃上げであるとした企業の割合が全体で 60.9％、その内の小規模企業は 66.3％と昨年より微増しています。経営状況が良くなったから賃上げするという前向きな理由でない企業が、６割以上あることがわかります。

また、賃上げ率を見てみると、全体で 4.01%、20 人以下の小規模企業は 3.38%です。昨年がそれぞれ 4.03%、3.54%でそれより減少し、また、立地場所で見ますと、都市部の企業が 4.08%、地方が 3.99%、中でも地方小規模は 3.45%と賃上げ率に差があります。

さらに昨年４月と今年４月、直近の賃金改定額を見てみますと、全体では 4.29%で微増になっていますけれども、小規模企業は 3.29%と微減しておりまして、体力差が見え始めていると思っています。

続いて改定率では５%以上の賃金改定が、都市部で 29.6%、地方で 31.4%と人材流出回避のための兆候が見られると思いますが、賃金を上げていない企業が２割近くありまして、特に地方小規模は 28.1%、３割近くの企業が賃上げできないこともわかります。

次に昨年 11 月いよぎん地域経済研究センターが出した「最低賃金引き上げの影響と価格転嫁の進展に関する」企業調査結果を見てみます。

最低賃金の時給額が１千円を超えたことに対して、74.4%の企業が引き上げの対応をしておりまして、その内、改定額の最低賃金を下回らないための引上げが前年より 4.8%増の 44.3%、一方で最低賃金を上回るがさらに引き上げた企業が前年より 5.6%減の 30.1%となっておりまして、企業側の想定を超えた引き上げ幅だったことがわかります。マイナスの影響があるとした企業は全体の 59.0%に達しました。

具体的なマイナスの影響としては、86.0%が人件費増による採算性悪化としておりまして、非正規雇用者数の比率が５割以上の企業では就業調整が 65.8%に達するなど、影響が顕著に出ているという回答がありました。

また、当時の政府目標に対する県内企業の反応を見ますと、昨年の 77 円の上げ幅が継続するとした場合は、全体で 67.3%の企業が「早すぎるペース」と捉えておりまして、特に非正規雇用労働者数 50%の企業は、77.8%の企業がそう感じているとの結果です。なお、昨年 11 月時点の結果とはいえ、対応可能な最低賃金の水準として 1,100 円未満が 30.9%と最も多いことも、注意する必要があると考えます。最低賃金引き上げに伴う人件費の原資確保策をみますと、価格引き上げ・転嫁が 50.4%、人件費以外のコスト全般の削減 41.7%と続いていますけれども、価格転嫁の進展が、企業の賃上げ動向を左右するとの分析になります。

最後に中央最低賃金審議会が示した目安金額について言及したいと思います。

中央最低賃金審議会では、昨年の地域別最低賃金における全国加重平均の 4.9%、55 円を基準に本県が属するＢランクは 56 円が示されましたが、結局のところ 4.9%という率の根拠が不透明ではないかという印象を持っております。

中央最低賃金審議会の公益委員見解では、昨年度に続き、頻繁に購入する品目や食料などに加え、エネルギー補助金の影響も加味して物価の上昇の影響度を見ているところですが、結局のところ昨年より鈍化しているとの認識でありまして、通常使用される「持家の帰属家賃除く総合」は 2025 年 10 月から 2026 年６月の対前年平均上昇率も総合で

2.1%、Ｂランクは2.0%であります。
　また、中央最低賃金審議会では、地方の底上げによる地域間格差の縮小を重視していますが、法定３要素について客観的に議論して合意形成が量られるべき地域別最低賃金の趣旨から見ると疑問に思う点であります。
　Ｂランク目安金額 56 円は、本県の引上げ率にして 5.42%となりまして、これは大手企業の賃上げレベルと同等の高い率で、賃上げ原資の乏しい中小企業なども含めた、すべての使用者に罰則付きで強制される最低賃金の引き上げ率として、本当に適切なのか疑問に思う次第であります。
　また、県内大多数の企業が昨年の最低賃金の引き上げに負担ありとしている現状からしましても、過大な影響が発生しないよう、影響率にも注目する必要があると思っています。
　以上述べましたように、中央最低賃金審議会が答申した目安金額を正に目安として認識するならば、昨年度に次ぐ、かなりの引上げ金額になります。物価上昇への対応としながら、物価の伸び率よりも大きな引き上げ率であり、県内中小企業が耐えうる賃金の伸び率からも乖離した、納得感を持てない数字です。
　以上でございます。

○森本部会長
　ありがとうございました。他の委員から補足があればお願いします。

○西岡委員
　足元の経営状況という意味では、中東情勢の悪化等によるナフサ関連の問題がありまして、流通の目詰まりは大分改善されつつあるのですけれども、物によっては価格が倍ぐらいになっていることもありまして、そういった意味でも足元の経済状況は、特に原資に乏しい中小企業にとってはかなり厳しい実態にあるということを補足したいと思います。

○森本部会長
　労働者側委員から何か御質問はありますか。

　（発言なし）

○森本部会長
　労使それぞれから金額審議に当たって、基本的な考え方をお聞きしました。
　ここからは、基本的な考え方を踏まえて、具体的な金額審議に入ります。
　例年どおり、公労、公使に分かれて、労使それぞれで検討いただいた結果を公益委員

との間でやり取りするという形で進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

（一同同意）

○森本部会長
それでは、具体的な金額審議に入りますので、傍聴人の皆様には、ここで御退席いただきますようお願いいたします。

（傍聴者退席）

（以降具体的な金額審議）

○労働者側（１回目金額提示）
労働者側委員からは、基本的な考え方を踏まえ、愛媛県内のパートタイム労働者の求人票における募集賃金下限額の平均と現行の地域別最低賃金との乖離を解消し、最低賃金を労働市場の実勢に見合った水準とするため、現行の愛媛県最低賃金から 140 円引き上げた 1,173 円（引上げ率 13.55％）の金額が提示された。

○使用者側（１回目金額提示）
使用者側委員からは、基本的な考え方を踏まえ、令和８年度賃金改定状況調査結果の第４表で示されたＢランク地域の賃金上昇率 3.4％に基づき、現行の愛媛県最低賃金から 35 円引き上げた 1,068 円（引上げ率 3.99％）の金額が提示された。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体会議を再開することに一同同意）

（審議を公開）

○森本部会長
審議を再開します。ただ今からの審議は公開となります。
本日は、具体的な金額提示をいただいて審議を行いましたが、労使の意見の一致に至りませんでした。
各側委員におかれましては、引き続き歩み寄りに向けて検討いただき、次回の専門部会に臨んでいただきたいと思います。金額審議について何か御意見はございますか。

（発言なし）

○森本部会長
　それでは議事を進めます。議事項番６「その他」に入ります。
　御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

　（発言なし）

○森本部会長
　それでは、事務局から今後の予定の説明をお願いします。

○賃金室長
　次回、第２回専門部会は、８月５日（水）13 時 30 分から松山若草合同庁舎７階共用大会議室で開催を予定しております。
　事務局からは以上です。

○森本部会長
　それでは以上で、第１回専門部会を終了いたします。委員の皆様、長時間ありがとうございました。